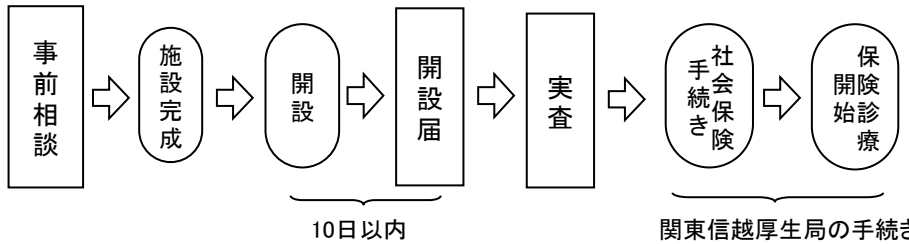


# 診療所(歯科診療所)新規開設の手引き (個人開設)

多摩立川保健所  
保健医療担当  
TEL 042-524-5171(代)

## ◆新規開設手続きの流れ (□が保健所での手続きです。)



- ※事前相談には、開設スケジュール(見込み)、平面図、提出書類等で準備可能なものをお持ちください。
- ※開設スケジュールは、関東信越厚生局東京事務所(03-6692-5119)の社会保険手続き等も考慮の上、ご準備ください。
- ※開設届の手続きは、開設後の手続きです。開設後10日以内に手続きをしてください。
- ※有床診療所、助産所の場合、別途ご相談ください。

## ◆診療所開設届 届出書類等 (開設後、10日以内に届け出てください。)

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療所開設届又は歯科診療所開設届	診療所名は、近隣の診療所と類似しないよう、ご注意ください。
②管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し	臨床研修等修了登録証は、H16.4(歯科はH18.4)以降に免許取得の方。原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。
③管理者の職歴書	現住所、電話番号、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載してください。職歴は、就職・退職を明確に記載し、最後の行は「〇〇診療所(今回開設した診療所)の管理者となる」で終わるようにしてください。
④診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証写し、免許証写し	原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。
⑤業務に従事する医療従事者の免許証の写し	原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。
⑥土地及び建物の登記事項証明書	発行後6ヶ月以内の原本を添付してください。(副本用は写しでも可)
⑦土地及び建物賃貸借契約書の写し(賃貸の場合のみ)	原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。 ※転賃による契約の場合は、所有者の承諾書を併せて添付してください。
⑧敷地平面図	地番がわかるもの。(例)公図 ビルの一室を使用する場合は、その階のフロア図。
⑨敷地周辺見取り図	道路と建物の位置関係の確認が分るもの。(例)地積測量図
⑩建物の平面図	縮尺1/100以上、各部屋の用途を示すこと。
⑪エックス線診療室放射線防護図	平面図及び立面図、縮尺1/50以上、壁及び鉛の厚さを記入。
⑫案内図	最寄の公共交通機関等からの案内図

- ※開設届(①)及び添付書類(②～⑫)は、**正副用に2部**ご提出ください。
- ※開設届副本は、実査後に交付します。
- ※管理者が現に他の病院又は診療所に勤務している場合は、その施設の開設者の承諾書が必要となります。(承諾書には、勤務している施設の勤務時間の記載と、開設者の同意(他施設管理者となること)の記載が必要です。)
- ※標榜科目及び医療広告については、医療広告ガイドライン(厚生労働省)を参照してください。

## ◆エックス線装置備え付け 提出書類等 (設置後、10日以内に届け出てください。)

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療用エックス線装置備付届	管理者の印を押印してください。
②エックス線診療室の平面図及び側面図	縮尺1/50、標識・ランプ類の記載、その他詳細は、「①備付届」を参照ください。
③漏洩放射線測定結果報告書(写)	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等(測定結果は、測定後6か月以内のもの。)

- ※備付届(①)及び添付書類(②、③)は、**正副用に2部**ご提出ください。